

文教厚生委員会 会議録

日 時 令和3年11月24日（水）

午前10時00分開会，午後0時11分閉会

場 所 第1委員会室

-
- 1 開 会
 - 2 委員長挨拶
 - 3 協議事項
 - (1) 教育委員会関係
 - (2) 保健福祉部関係
 - (3) こども未来部関係
 - (4) その他
 - 4 閉 会

出席委員（8名）

委員長	下村	壽郎
副委員長	奥谷	崇
委 員	田子	優奈
委 員	目黒	英一
委 員	矢口	勝雄
委 員	塚原	圭二
委 員	鈴木	一彦
委 員	福田	一夫

欠席委員（なし）

説明のため出席した者（16名）

教育長	入野	浩美
教育部長	望月	亮一
参事	菊地	正和
教育総務課長	藤井	徹
学務課長	田中	裕之

生涯学習課長	佐賀 憲一
文化振興課長	中澤 達也
スポーツ振興課 指導課長	大橋 博
保健福祉部長	長谷川 清美
高齡福祉課長	塚本 哲生
国保年金課長	塚本 浩幸
健康増進課長	元川 宏
こども未来部長	水田 和広
こども政策課長	加藤 史子
保育課長	菊田 宏巳
	野中 佑起男

事務局職員出席者

主 幹 鈴木 優大

傍聴者（なし）

○**下村委員長** ただ今から文教厚生委員会を開催いたします。お忙しい中大変ですが、慎重な審議をお願いいたします。まず、教育委員会から行います。資料は、文教厚生委員会、令和3年、11月24日開催、教育委員会をお願いいたします。早速、議案関係に入ります。まず、令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案について執行部より順次、説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料①をお願いします。補正予算第10回案の教育一般管理費、車両燃料費、教育委員会バス運転管理委託料について説明させていただきます。1の補正の理由ですが、入札結果による単価の減額及びコロナ禍による休校や校外活動等の中止に伴い、当初予定していた運行日数、時間外時数が減少したため、教育委員会バスの委託料及び燃料費について、歳出予算の減額をお願いするものです。下の括弧以下が、具体的な予定単価と数量、実際の入札結果、運行数量になります。月数や日数は3台分です。変更点は、ポチの2行目の日額管理委託料が2万円掛ける516日のところ、1万7,500円掛ける338日となり、その下の3行目の時間外管理委託料が2,500円掛ける425時間のところ、2,250円掛ける200時間となります。運行数量の減に伴い需用費、車両燃料費も減額となります。2の補正予算額ですが、9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費の10節需用費は88万2,000円の減額、12節委託料は552万1,000円の減額です。説明は以上でございます。

○佐賀生涯学習課長 資料②をお願いいたします。令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案、社会教育振興事業について御説明いたします。補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、土浦市小中学校PTA連絡協議会が主催しておりますミュージックフェス土浦が中止となりましたことから、事業に係る補助金、5項社会教育費、1目社会教育総務費、18節負担金補助及び交付金の45万円を減額補正するものです。説明は、以上でございます。

○中澤文化振興課長 同じく令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案について御説明いたします。資料③をお開き願います。土浦市薪能開催事業の減額補正についてでございます。補正の理由につきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、土浦薪能倶楽部が主催する土浦薪能の開催を中止したことから、5項社会教育費、4目芸術文化振興費、18節負担金補助及び交付金のうち補助金350万円を減額補正するものです。説明は以上でございます。

○大橋スポーツ振興課長 資料④をお願いいたします。今回、スポーツ振興課は3本の補正予算でございます。市民体育祭開催委託料です。補正の理由ですが、例年10月上旬に市内15の小中学校区で開催しております市民体育祭が、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止になったことから、歳出予算を減額するものでございます。補正予算額は、2目社会体育振興費、12節委託料の643万5,000円を全額補正減とするものでございます。次に、水郷プール管理委託料でございます。こちら通常ですと53日間程の営業期間がありますが、8月5日をもって水郷プールを閉鎖したことに伴いまして、27日間の営業期間となりました。歳入予算の減額及び管理委託料について歳出予算を減額するものでございます。2番の補正予算額ですが、歳入は当然ながら入場料が入らず、今年度は1,810万円程の収入で、過去最多であった令和元年度の5,900万円と比較し、30パーセント程度にとどまりました。歳出では、毎日の管理運営委託と清掃委託について、2社と変更契約を交わし、この度1,130万1,000円を減額するものでございます。2ページに入りまして、次に市民運動広場整備事業でございます。こちらは、ネーミングライツで御協賛いただいております、佐野子の一誠商事市民運動広場。この度、企業版ふるさと納税寄付金の申し出があり、これを財源としましてベンチ50台程度を整備いたします。寄付金額については、235万4,000円。補正予算額は、6項保健体育費、3目体育施設費240万円。こちらは、補正増とするものでございます。以上でございます。

○長谷川指導課長 資料⑤をよろしくをお願いいたします。教育振興費関係新型コロナウイルス感染症対策事業でございます。補正の理由でございますが、市内公立中学校、義務教育学校9年生の修学旅行を、当初の春から秋に延期しまして、10月に実施する予定でしたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の状況を踏まえて、今回中止といたしました。これによりまして、旅行費用に対する取消料が発生することから、保護者の経済的負担の軽減を図るため、取消料を市の負担とし増額補正とするものでございます。補正予算額は、9款教育費、3項中学校費、2目教育振興費、21節補償補填及び賠償金でございます。今回の補正額は、338万9,000円でございます。以上で

ございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。ただ今の令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案について、委員の皆さん質問等ありますか。

○**奥谷副委員長** すみません、よろしく申し上げます。今御説明いただいた資料⑤の修学旅行の取り消しに関してですけれども、これは春にやることを決めていて、秋に移動になった。その春が取り消しになった。今回また秋も中止になったということで、2回分という考え方でよろしいのでしょうか。

○**長谷川指導課長** 当初予定していました春から秋に延期した分につきましては、2番の補正予算額の、補正前の額にございます358万3,000円が1回目の取消料でございます。延期しました10月に実施する予定であった修学旅行も中止となりましたことから、今回補正で申し上げます338万9,000円が取消料として発生しております。以上でございます。

○**鈴木委員** 今の質問の関連なのですけれども、取消料を支払うことについては、なんの異議もないのですけれども、支払った取消料がきちんと旅行者から宿泊をすべきだった宿泊施設の方に渡っているのですよね。その辺の確認はできているのでしょうか。

○**長谷川指導課長** この取消料でございますけれども、旅行を企画するにあたって発生している取消料でございます。旅館に支払うものとしては、旅行者が支払うものではなく、旅行者が支払うことということで聞いております。よろしいでしょうか。

○**鈴木委員** 旅行者が支払うのは分かるのだけれども、そこは踏み込むのが難しいと思うのだけれども、旅行者がきちんと旅館に支払っているというのが、私たちは全体で考えて、もし、旅行者のところで止まっていたら、旅行者は企画はしたのだろうけど、何を実害を受けてこの金額になっているのだという考えになってしまう。宿泊を受け入れる方は、宿泊するための準備でいろんなそろえたものが無駄になるから、当然キャンセル料はいただきたいという話になるんだけど、その辺の確認をしておいてほしい。でない、単に間に入った旅行代理店の儲けになってしまうのか、きちんとそれが補填されているのかというのは、私たちの税金の使い方としては確認したいところではあります。今すぐじゃなくてもよいので、次回ぐらいまでに確認ができていれば、特に証拠の何を見せろというわけではないので、確認が取れば安心しますので、その辺をよろしく願いいたします。

○**長谷川指導課長** かしこまりました。確認させていただきます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ただ今の鈴木委員からの話、これは企画だけでは実害があったかどうかはつきり分からないというようなことですが、その辺をしっかりと御説明できるようにお願いいたします。次に、移ります。土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について執行部より説明願います。

○**中澤文化振興課長** 資料⑥をお開き願います。土浦市立土浦市民会館の指定管理者の指定について御説明します。1番目の概要でございますが、土浦市立土浦市民会館の指

定管理者の候補者につきましては、10月の教育委員会定例会において土浦市産業文化事業団を選定した所でございますが、地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の指定については、議会の報告を経ないといけないことから、議会の議決を求めるものでございます。2番の指定管理者の候補者につきましては、引き続き一般財団法人土浦市産業文化事業団を候補としております。3番目の指定の理由でございますが、1つ目として産業文化事業団は、産業の振興及び文化の向上を図り、もって住民の福祉増進のために必要な事業を行うことを目的とした団体であり、市の文化活動の振興が期待できること。2つ目に、平成18年度から積極的に文化振興を図っている実績があり、事業運営の知識と経験を有し、より事業効果が期待できると認められる団体であることが指定の理由となるかと存じます。4番の指定管理者に管理を行わせようとする施設の概要は、記載のとおりでございます。5番の指定期間につきましては、令和4年4月1日から令和9年3月31日までの5年間であると考えております。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、次に、土浦市立土浦市民会館の指定管理に伴う債務負担行為について執行部より説明願います。

○**中澤文化振興課長** 資料⑦をお開き願います。土浦市立土浦市民会館の指定管理に伴う債務負担行為について御説明いたします。1番の概要でございますが、土浦市民会館については、令和4年4月からの管理運営を遅滞なく実施するため、指定管理料についての債務負担行為を行うものです。2番目の補正の理由ですが、今年度中に指定管理者の指定を行い、令和4年度から令和8年度までの5年間、施設の円滑な管理運営に着手するため、債務負担行為の設定を行うものです。3番目の債務負担行為の設定についてですが、5年間の債務負担行為の限度額を4億2,160万4,000円とし、令和4年4月1日から令和9年3月31日までを指定期間とするものです。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、その他に移ります。仮称土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の選定について執行部より説明願います。

○**藤井教育総務課長** 資料⑧をお願いします。仮称土浦市立上大津地区統合小学校建設候補地の選定について、説明させていただきます。令和2年11月に策定された、土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画に基づき、土浦第五中学校付近で統合小学校の建設候補地を検討してまいりましたが、土浦第五中学校西側に隣接した地域を候補地として選定いたしましたので、報告いたします。次ページをお願いします。五中の西側、赤の太線で囲まれた土地でございます。3ページのゾーニング図の例を示しておりますが、校舎や体育館、グラウンド等の配置の一例でございます。具体的には、これから検討してまいります。1ページにお戻り願います。1の選定理由ですが、意向調査の結果、こ

の地域は事業用地買収に全員協力的であったこと、中学校に近ければ近い程、効果的な小中一貫教育が可能になるためです。2の開校までの主なスケジュールですが、今年度は敷地測量、土地鑑定、補償調査の各業務の発注、開校準備協議会3回の開催を予定しています。その中で、3ページのゾーニング図の例もお示して、御意見を伺いたいと考えています。開校準備協議会については、令和4年度以降も随時開催予定です。4年度以降は記載のとおりで、令和9年4月の開校を目指します。なお、選定した候補地に上大津公民館がありますが、公民館についてはこれから検討してまいります。今後、地域の皆様に位置図をお示して、御意見を伺いたいと考えています。御意見を伺いながら、検討してまいります。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、次に、仮称土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会の設立について執行部より説明願います。

○**田中学務課長** 資料⑨をお願いいたします。仮称土浦市立上大津地区統合小学校開校準備協議会の設立について、御説明いたします。1の設立の趣旨としましては、先ほども教育総務課から説明したと存じますが、上大津東小学校及び菅谷小学校の適正配置化につきましては、土浦市上大津地区小学校適正配置実施計画に基づいて、統合して土浦第五中学校付近に新たな小学校を新設する予定としております。開校に向けて校名、学校、PTAの運営方針、通学路など様々な事項及び課題等を協議、検討するにあたり、各種の協議等を円滑に進めることを目的として、統合対象校の保護者、地域住民及び教職員等を主体とする開校準備協議会を設立し、開催するものです。2の協議会の開催日時につきましては、令和3年11月30日火曜日の午後7時からとなります。3の委員につきましては、次のページをお願いいたします。表のとおり統合対象校の地区、保護者の代表等となります。大変申し訳ございません。1ページ目にお戻りください。4の開校に向けた主な協議事項につきましては、表のとおりでございます。表の1番上の検討部会につきましては、開校準備協議会の下に設置し、2番目の表にあります校名、学校、PTAの運営方針及び通学安全対策などを、随時検討、協議するものでございます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、次に、令和4年土浦市成人式の概要について執行部より説明願います。

○**佐賀生涯学習課長** 資料⑩をお願いいたします。令和4年土浦市成人式の概要について御説明いたします。期日は令和4年1月9日の日曜日、場所は、クラフトシビックホール土浦、市民会館でございます。対象者は、住基登録者数で1,353人でございます。新型コロナウイルス感染症対策で、2部制にすることで会場の定員の50パーセントを目途といたしまして、式典につきましても30分以内とするなど、対策を徹底してまいります。委員の皆様にも後日参加の御案内をさせていただきますが、1部2部の御

希望される会に御出席いただけますようお願いいたします。なお、延期となっております令和3年の成人式につきましても、2月27日を予定してございますので、よろしくお願いいたします。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** ただ今の成人式の件なんですが、今回これだけ一斉に1部、2部と前の年の分とやるということで、早めに警察の方に御連絡いただければと思います。前回の成人式に参加して気が付いたのですが、元気なおにちゃんたちが随分来ていて、警察の方の御協力もあったので、その点よろしくようお願いいたします。以上です。

○**佐賀生涯学習課長** ありがとうございます。警察の方にも、御協力の要請の方をさせていただいております。当日につきましては、車両の方も置いていただけるというように、協力をいただけるというお返事をいただいております。なお、駐車場の車の整理につきましては、警備員の方をお願いしまして、車の誘導等はそちらでやっていただくようなかたちを取っております。以上でございます。

○**塚原委員** やはり同じく成人式につきましてなのですけれども、今のところコロナも大分収まってまして、特にこの1月9日成人式の延期というのは、当然今の時点では考えられないと思うのですけれども、実際これが第6波が来ましたという場合ですね、どの時点でまた延期を考えるのか、今回はもう1回で中止にするのか、その辺をお聞かせいただければと思うのですけれども。

○**佐賀生涯学習課長** 確かに第6波は心配なところでございます。去年は、まだワクチン等も実施していないような状況でして、年末ぎりぎりまで実施の方向で、土浦市は検討しておりました。ただ、年が明けて東京、千葉、神奈川等が緊急事態宣言というようなことになりまして、本当のぎりぎり、それが始まった1月6日に中止の発表をして、延期というようなことになったというような経緯がございます。ただ、今年度につきましては、感染拡大の懸念もございますけれども、ワクチンの体制によってほかの市町村でも開催の方向性を検討しているというような状況でございますので、近隣及び首都圏の状況等を確認しながら実施について、また、もし中止や延期というようなことについても、なるべく早く発表できるように検討していきたいと考えております。

○**塚原委員** ありがとうございます。やっぱりお父さん、お母さんたちもそうですし、御本人たちもそうだと思うのですけれども、ぎりぎりになって、はいやらないよということではなくて。去年のつくばもそうですし、逆に牛久はそのままやってしまったとか、いろいろ経緯はあって各市町村違うと思うのですけれども、極力2、3日前とかにやっぱりやらないよではなくて、ある程度12月に入ってこれがどうなるか分からないと思うのですけれども、これを考慮して中止なのか延期なのか決める場合は、そういうふうにしていただきたいなど。なかなか6日で、あと1週間もないよという時の中止という非常に、どの方をとってもあまり良い状態じゃなかったと思うので、よろしくお願い致します。

○**鈴木委員** 今、塚原委員のおっしゃったこととほぼ同じなのですが、プラスなるべく延期、中止がないように、この日に実施していただきたいというところ。最悪、感染が

ではじまって多くなった場合は、今の子供たちはもう私たちよりも携帯の扱いも十分にできるので、オンライン参加位まで考える体制を取って、それでやる時にやってしまわないと、その前の年の子供たちが未だにできないでいるわけだから、とにかくこの日にやるということで、いろいろな方策を考えて、バックアップを作っておいて、この日に実行できるようにお願いいたします。

○佐賀生涯学習課長 ありがとうございます。なるべく開催をしたいというようなところは、我々も同じ気持ちでございます。オンラインというような御意見をいただきました。Y o u T u b e等を使いまして、中継等も行うようなかたちで検討の方をさせていただいております。よろしくお願いいたします。

○下村委員長 私からでもよろしいですか。新成人の代表にほとんど協議を預けて、市はいろいろな提供をして、バックアップしてあげるというところに、コロナウイルスというのは、国の危機管理の中で動いているわけですから、コロナウイルスに関しての延期だとかというのは、本来は市が主導するべきだろうと思うのですよ、本来は。そのところでなにかちゅうちょをしていると、次、次、次とどんどん延期だけで、定まらなくなってしまうと、令和3年の新成人と同じ状況になってしまうと困るので、その辺は教育長も御指導いただきたいと思うのですね。あと、ブレイクスルー感染というものもあるし、やっていない人もいるのかもしれない。そういう調査をどのようにしていくのかというのが、ちょっと大変かと思うのですけれども、感染拡大防止対策の中に茨城電子申請届出サービスを活用し、というところが2行目にあるのですけれども、ぽつの2に。ここら辺の活用と接種をしていなかったという方が、参加したいと言った時のその辺のことというのが、うまく届出サービスで分かるのか分からないのか。コロナワクチンを接種していない方も参加したいといった時にどうになってしまうのか、新成人の代表の方が協議をされているのでしょうか。その辺のことについて把握されていますか。

○佐賀生涯学習課長 コロナウイルス感染症対策につきましては、市の方でガイドラインというものを作成させていただいております。ワクチンを接種している、していないというようなことでの参加、不参加というような、若干差別に当たる可能性も出てくるものとなりますので、そういったことでの参加、不参加の理由はつけないというようなことで考えております。基本的には、まず密を避けるということと、参加者の体調管理をきちんとしていただくというようなこと。あとは、マスクの着用、消毒といったそういったものの徹底というのが1番であると考えております。先ほどの電子申請届出の方につきましては、参加者をきちんと把握すると、住所、連絡先まで把握をして、もし感染者が出た場合に、保健所と協力しながらどういった対策を取っていくかというようなことの目的で実施するものでございます。これ以外に、茨城県のアマビエちゃんという、当日実際に参加しましたというようなことで登録いただくと、すぐにメールで御自分でその時に感染者がいたよということが把握できるサービスでございます。それをきっかけとして、御自分でPCR検査等も実施できるというようなサービスでございますので、そういったものを併用しながら、実施していきたいというようなところでございます。まず、体調管理については2週間前からきちんと体温を確認したり、それから陽性者、

濃厚接触者が疑われる場合には、参加しないように等お願いをしているところでございます。そういった体調管理の徹底ということで、参加をしていただくというようなことで現在は考えております。

○**下村委員長** ありがとうございます。もう1つすみません。抗原検査だけ、そういった簡単なものでも当日分かるのですけれども、こういったことも新成人の皆さんの代表者の中でもいろいろな検討はされているのでしょうかね。

○**佐賀生涯学習課長** PCR検査や抗原検査キット、簡易なもので事前に配付というようなことももちろん検討の方を、ほかの市町村でもそういったところがあることは存じております。ただ、感染の可能性の高い首都圏等へ転出された方々の把握というのが、その方々の住んでいる場所の把握というのが非常に困難であるといったところもございまして、現時点では、キットの配付等は、土浦市ではまだ考えておりませんが、今後の近隣の市町村であったり、感染症の状況によってはそういったことも対応を検討していきたいと考えております。

○**下村委員長** 教育長、すみません先に。市でやるということをやるとしたら、市でもなんとなく補助を出してあげて、きちっと支援してあげてもいいでしょうよ、という思いがあるわけです。PCR検査もやっていないといのであれば、先にやってください、その補助を出してあげたっていいと思うのですよ。そういった思いがないのですかということを知りたいです。教育長、すみません。

○**入野教育長** 各委員から、開催方法あるいは開催時期の判断、そしてまた感染防止対策が十分なのかと御心配の御意見をたくさんいただきました。ありがとうございます。特に、感染防止対策というのは非常に難しいといいますが、今課長が説明したとおりのことを現時点では想定しているわけですが、先ほど課長から話があるように、まだ非常に不安なところもございます。第6波というような欧米の状況を見ますと、そういったことも懸念をされております。委員長から今お話があったとおり、ワクチン接種の状況、有無あるいは抗原検査、PCR検査等そういったものがチェックが進めば、非常に安心な開催が運べるわけですが、今お話にあった経費負担のことについては、安心安全な開催ということを考えて、どのくらい財政負担があるのかということも含めて、課長が申したとおり近隣の対応状況なんかも含めて、いずれにしても何らかの対応策を庁内内部で検討していくことは、大切なことだと認識はしておりますので、引き続き経費負担のこと等も含めて、更なる感染防止対策も含めて検討といいますが、十分認識してまいりたいというふうに思います。以上でございます。

○**下村委員長** よろしく申し上げます。私が長くなってすみません。

○**奥谷副委員長** 今の新型コロナの対応についてなのですが、先ほど課長の方からワクチン接種を受けているかどうかというのは、それは差別に当たるというような御発言があったので。今、国の方でもいろいろな経済活動を回していく上で、ワクチン接種をしたかどうかというのは、1つの指標だと思うのですね。私は、ワクチン接種をしたしていないというのは、差別ではなくて区別に当たるというふうに私は思うのですね。それをやった上で、経済活動なり、人の集まりを再開していくということを判断する上

では、ワクチン接種をしたくないというのは、非常に大きいことかなというふうに思っています。ですので、そういったことをもう1回御検討いただきたいなというところと、あとは私が所属する団体でも、様々な会議とか懇談会、今再開をしながらやっているのですけれども、その都度参加者には簡易的なものなのですけれども、抗原検査のキットを受付時に渡して、入口でだ液を採取して、判明するまでに5、6分掛かることはあるのですが、そういったかたちで抗原検査でチェックをした上で会場に入ってもらおうというような取組もやっています。あくまでも簡易的なものなので、それが100パーセントということはなかなか難しいとは思いますが、やり方によってはそういうことも検討の材料に加えていただければ、より安心して安全に近いようなかたちの成人式ができるかなというふうに思いますので、その辺も加えて御検討いただければというふうに思います。以上です。

○**田子委員** ずっとお話を聞いていてすごい矛盾を感じたのですね。拡大防止対策で参加者の事前登録をしてもらおうというお話があるのに、事前に参加者が把握できないというところが凄く矛盾を感じるのです。参加者の事前登録をしてもらって把握ができるわけじゃないですか。できますよね。事前に検査キットを送れば、私は済む話だと思うのですけれども、それについてお答えできませんか。

○**佐賀生涯学習課長** 参加者の登録につきましては、ぎりぎりになって申し込んでくる方がほとんどでありまして、現時点ではまだ200名程度の登録にとどまっているような状況でございます。もう既に12月近くというようなことになっておりまして、今から購入をして郵送というような手続きを踏むのには、ちょっと時間的に難しいというような状況がございます。この事前の登録というのは、ぎりぎりまで参加の人数の把握のためと、その後の感染症が出た場合のためのリストというようなことで活用させていただくようなものでございまして、早く締め切りを切れば、住所の把握というようなことに使える可能性はございますけれども、現状では目的がちょっと違うかたちでぎりぎりまで申し込みをいただくというようなことで活用しているので、困難なことであるとお答えさせていただいたものでございます。

○**田子委員** 早めに期限を切って、ブレイクスルー感染があるということはもう周知の事実なんですから、ワクチンを打ったってかかるのだったら、きちんと検査をして安心して参加していただけるような環境を作っていくべきじゃないかというふうに思うのですよ。早めに切って、アナウンスの仕方もどうされているか分からないのですけれども、早めに切って、検査を皆さんしましょう。安心して成人式をやりましょうとそういう姿勢が大事なんじゃないかと思うのですけれども、間に合わないですか。

○**入野教育長** 田子委員からお話のとおり、安全安心な開催に向けてはそういった個人個人の住所ですね、参加の有無もしっかりと確認することは非常に大切だというふうに私も思います。しかしながら、一生に1回のこういったでき事ということで、私共もできるだけ、お仕事をなさっている方がほとんどか、あるいはいろんな事情でなかなか参加の判断ができないと、そういった方もいらっしゃるというふうに思いますので、その辺の事も延期をせざるを得ないというのも苦渋の選択だったわけですが、この辺のところ

は役所の配慮というところで、片方ではそういった課題も出てきてしまったところではありますが、いずれにいたしましても先ほど副委員長からもありましたとおり、安全安心な感染防止対策をさらに、十二分に考えて対応してまいりたいとそのように考えてございます。以上でございます。

○田子委員 コロナが騒がれてもう大分たっておりますのでのよろしくをお願いします。

○下村委員長 よろしいですか。それでは、ないようですから次に国登録有形文化財、一色家住宅の寄附受入れについて執行部より説明願います。

○中澤文化振興課長 資料の⑪をお開き願います。国登録有形文化財、一色家住宅の寄附受入れについて御説明します。1番目の概要ですが、国登録有形文化財建造物、一色家住宅について所有者より建物及び土地の寄附申込みがあったことから、6月議会において補正予算166万5,000円を御承認いただき境界画定測量及び地籍測量業務を実施いたしました。このたび、測量業務が概ね完了したことから、寄附受け入れの手続きを行うものです。2番目の寄附の申込者は牛久氏在住の彫刻家、****さんで土浦藩土屋家の家老職を勤めた、御子孫にあたります。3番目の寄附の内容は、①に記載のとおり登録有形文化財建造物の母屋と、離れの2棟の建物及び②の表に記載されている土地、合計3,934平米余となります。うち、共用地として2筆250平米余が含まれております。③の寄附の範囲ですが、次の2枚目を御覧ください。青色の線で囲まれている****氏の所有地となります。赤色の箇所が隣接地権者との共有地でございます。また、次の3枚目が建物の平面図となります。3枚目を御覧ください。上側の建物が登録文化財でして、中ほどの外廊下でつながっている下側の建物は、平成元年に増築されたものです。次に、4枚目を御覧ください。令和3年4月30日付けで提出されました公有財産寄附申込書です。表の中ほど寄附しようとする理由ですが、歴史ある国登録有形文化財建造物と付属する日本庭園を寄附することによって、土浦市の歴史文化の薫り高いまちづくりや、市民の皆さんの心のうるおいを形成する財産として役立ててもらいたいためとあります。また、寄附の条件としましては、文化施設としての活用を希望しますとのこと。恐れ入りますが、最初の1枚目にお戻りいただくようお願いいたします。4番目の寄附の流れですが、①の公有財産寄附申込書は、先ほど御説明したとおりです。②境界画定測量及び登記等業務委託につきましても、記載のとおりでございます。③の所有者変更及び地籍の登記につきましても、本市における公有財産の取得、管理、処分に関し、審議するための土浦市私有財産管理委員会における審議結果を踏まえて、12月中旬頃には法務局への登記完了を目指しております。説明は、以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○鈴木委員 この一色家のことについては何も問題もないのですけれども、勉強のために聞いておきたいのは、国、県、市を含めて今私がすぐに思い浮かぶのが富岡家住宅、前野家住宅、岩瀬家住宅、この3つ。一色家のほかに思い浮かぶのですけれども、そのほかに市内にこういうレベルの文化財、家屋あったら教えてほしいのですけれども。

○中澤文化振興課長 指定あるいは国登録の建造物という御質問でございますでしょう

か。ほかにも、高野家住宅とか、板谷の陣屋跡の建物とかございます。ほかにも、50年ほど経過した貴重な建造物につきましては、国登録文化財の候補というふうなことがございまして、今年も実は文化庁の調査官なども見に来たりとかもして、市内の貴重な建造物を調査してもらって、さらに追加するような登録有形文化財があるのかというふうなことで、年々見直しなども行っているところでございます。

○鈴木委員 そういったリストは、市の今現在発行している資料のどこを見ればいいのかというのは分かりますか。

○中澤文化振興課長 土浦の教育で、文化振興課の部分で国、県、市指定文化財、重要美術品、登録有形文化財等の一覧表が全部載ってございます。土浦の教育の方を御覧いただけると、ありがたいと思っております。

○塚原委員 すみません、わかる範囲で結構なのですが、大体これの寄附を受けて、維持管理費が年間でどれ位掛かるのか。今後、寄附を受けた後、本市としてはどのように活用していくのか。分かる範囲で結構ですので、教えていただけますか。

○中澤文化振興課長 最初の御質問、大体の維持管理費というふうなお話だったかと思えます。主に庭園管理の部分、それと建物管理、高台と斜面管理、草刈りなどがございます。それで、大体150万円程度位の草刈りとかの年間管理費が掛かるかなと想定をしております。また、公開活用に関しては、6月の補正予算の時にも御説明いたしましたけれども、現在文化振興課で進めております文化財保存活用地域計画、この中で、一色家住宅などもどのように活用していくかというふうなことを、検討してまいりたいと考えておりまして、具体的な利活用の部分が見えてきたら、予算なりを計上していきたいと思っておりますけれども、まず法的な部分で急ぎやらなければならないのが、寄附、登記等が完了しましたら、ブロック塀の撤去があるかなと考えておりまして、来年度予算要求をする予定でございます。すみません。恐れ入りますが、2つ目の御質問をもう一度。

○塚原委員 今後の活用。今、今後の活用方法というお話をしたのですが、今のお話の中にこれからそういうふうになった時の文化財維持管理という中で、これから決めていきますということなので、ありがとうございます。

○下村委員長 ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、次に、新治運動公園多目的グラウンド人工芝化実施設計及び駐車場整備工事实施設計業務委託について執行部より説明願います。

○大橋スポーツ振興課長 資料⑫をお願いいたします。かねてより進めております新治運動公園多目的グラウンド人工芝化、それから増設します駐車場整備工事。2つの実施設計の業務委託があがってまいりましたので、御報告させていただきます。2番の業務委託の結果でございます。概算事業費でございますが、人工芝化の方が約3億7,800万円。駐車場整備工事の方が約5,900万円でございます。3ページをお願いしたいのですが、上が全体図となります。今回多目的グラウンドの人工芝化、多目的グラウンドの西側ですかね、調整池の一部を利用して新設駐車場を整備いたします。既存の駐

車場から車両進入路が黄色く表示されているかと思いますが、そちらの進入路についても整備いたします。(2) 多目的グラウンド人口芝化平面図でございますが、こちら緑色の薄い部分がプレイングエリア、グレードの高い人工芝を敷設いたしまして、緑色の濃い外周部分、アウトフィールドと呼んでおりますが、そちらの部分は汎用グレードの人工芝で整備するとしたものでございます。4ページをお願いいたします。こちらが、車両進入路と駐車場の整備部分でございます。駐車場のこの度整備する台数は、86台分でございます。整備後の公園内駐車場は、合計で298台となるものです。恐れ入ります、2ページにお戻りいただきまして今後のスケジュールでございます。令和4年3月には、令和4年度の予算案を上程させていただき、種々手続を経まして、下から2段目でございます令和5年の3月には竣工させたい。令和5年度の当初には供用開始できるように進めていきたいと考えております。以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○**下村委員長** 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** なければ教育委員会は終了します。お疲れ様でした。暫時休憩します。休憩後、保健福祉部とこども未来部を行います。再開は、11時とします。

【休憩】

(午前11時5分再開)

○**下村委員長** 再開いたします。保健福祉部より行います。資料は文教厚生委員会、令和3年、11月24日開催、保健福祉部をお願いします。議案関係に入ります。まず、土浦市国民健康保険条例の一部改正案について、執行部より説明願います。

○**元川国保年金課長** サイドブックの資料①をお願いいたします。議案関係の1、土浦市国民健康保険条例の一部改正案について、説明させていただきます。この度の改正は、出産育児一時金に関するものでございます。出産育児一時金は、被保険者が出産したときに、出産に要する経済的負担を軽減するため、一定の金額を支給するもので、2の改正の内容でございます表のとおり、現行では、医療機関における産科医療補償制度の加入の有無に応じて、42万円を上限として支給しております。産科医療補償制度につきましても、資料の中ほどに説明文を記載させていただきましたが、分娩に関連して重度脳性麻痺となった新生児とその家族に対して、補償金を支払うことで経済的負担を緩和すること等を目的とする、医療機関が加入する保険制度でございます。改正の理由といたしまして、今般、この産科医療補償制度の見直しが行われ、来年1月より、掛金が、これまでの1万6,000円から1万2,000円に引き下げられることとなりました。それに伴い、令和3年8月に健康保険法施行令等が改正され、掛金引き下げ分の4,000円については、本人への給付分の引き上げに充てることとされたことを受け

まして、本条例を改正するものでございます。改正の内容につきましては、本条例で規定しております、出産育児一時金の本人への給付分40万4,000円について、産科医療補償制度の掛金の減額分4,000円を充当した金額、40万8,000円に改め、併せて、引用条文の修正を行うものでございます。施行日は、令和4年1月1日とし、改正後の規定は、施行日以後の出産に係る出産育児一時金について適用することといたします。説明は以上でございます。よろしくお願ひいたします。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、次に、令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案について、執行部より説明願ひます。

○**水田健康増進課長** サイドブックの資料②をお願いいたします。令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回、健康増進事業でございます。補正の理由でございます。市で実施しています検診等の情報につきまして、適切な保健指導や検診の受診勧奨等が行えるよう、マイナンバー制度を活用し、土浦市に転入されてきた方などの情報を、自治体間で情報連携するもの、また、個人が情報を閲覧できるよう体制を整備するため、市で持っております健康管理システムを改修するものでございます。2の事業概要の(1)、システム改修の内容でございます。1つ目が全市町村で同じ様式を用いて、検診結果を共有する情報の改修。2つ目のポツ、検診情報連携システムでございますが、各市町村で持っている健康管理システムを、自治体共有のサーバーに吸い上げるためのシステムの改修。この2つが改修内容となります。連携閲覧できる検診でございますが、健康増進法に定めるがん検診、5つのがんでございます胃がん、肺がん、子宮がん、乳がん、大腸がん、5つのがんと歯周疾患、骨粗しょう症、肝炎ウイルス、こちらが閲覧できる検診となります。検診情報の内容でございますが、いつ受診したか、どこの医療機関で受診したか、その結果、精密検査が必要となった場合のその実施結果が情報共有する内容となります。3番、補正予算でございます。歳入、歳出同額の45万1,000円でございます。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**鈴木委員** 今の健康増進課の説明で、検診情報を連携するための整備事業で、それはいいのですけれども、連携というのは、医療機関同士での連携ということでしょうか。

○**水田健康増進課長** 情報連携は、市町村間で情報を見れるという内容の改修でございます。まして、医療機関の方とつながっているものではございません。また、個人でマイナンバーカードを持っている方は、自分の情報をそのサーバーにアクセスして、情報を得ることができるという内容の改修となります。

○**鈴木委員** 市町村間で検診の情報を共有することに対する意味というのは、どういうことなのでしょう。

○**水田健康増進課長** 土浦市に転入されてきた方の、以前にお住まいだった所の情報というのは、現在見れないような状況になってございます。それを、中間サーバーの方に

情報を、全市町村が移管することによって、情報を取りに行くことができる。ということですので、転入、転出があった場合の情報共有を図れるように環境を整えるという内容でございます。説明の方が不足しております、申し訳ございませんでした。

○鈴木委員 理解できました。検診情報連携システム整備事業にしては、ばかに金額が小さくて、これで何をやるのだろうと思って、ちょっと心配だったのでそういう意味での質問でした。大丈夫です、良く分かりました。

○田子委員 補正の理由の中で、個人が情報を閲覧できる体制とありますけれども、この個人というのは本人のみということになりますか。

○水田健康増進課長 マイナンバーカードを介してというかたちになりますので、基本御本人がアクセスするというかたちになります。

○田子委員 イメージとしては、保健センターや市役所とかに来て、その端末に入力して閲覧するというような感じでしょうか。

○水田健康増進課長 例えば、スマホの中でその情報を得ると。マイナンバーカードの番号等を入力すれば、閲覧しにいけるという環境を整えるものでございます。

○田子委員 どんな端末からでも見られるように全国でなるということですよ。この中間サーバーに、全国の自治体のマイナンバーカードに情報を入れている人のを。すみません、ちょっとイメージがつきにくいのですけれども。

○水田健康増進課長 保健センターの方で実施している検診情報については、今年度中にこの体制を整備して、来年度からアクセスできる環境を整えるというかたちになります。そのほかにも、国保で実施している特定検診などについては、もう既に体制整備が整っておりますので、そういうものもこれからは全て情報共有ができるようなかたちに来年度以降はなっていくというものでございます。

○田子委員 ありがとうございます。それで、私は次が聞きたいのですけれども、情報を載せないでくださいというのはできるのですか。

○水田健康増進課長 基本的には、我々が情報共有をできる世界を作るというものと御本人しかアクセスができないという環境になりますので、マイナンバーカードを持っている方であっても、人のものは情報を取り入れることはできませんので、基本的に載せないということはない。市で持っている情報を、ほかの市町村から転入してきた方の情報を、例えばつくば市に住んでいた方の情報を、つくば市のところにアクセスをして得ていくという。その方のこれからの受診の状況、どういうふうな受診をこれからしていったら良いのかとか、そういったところをつかむための情報となりますので、基本的に誰でも市町村の方はアクセスできる体制となります。

○田子委員 拒否権がないのっておかしいと思うのですけれども、個人の人それぞれのプライバシーにかかわる問題ですよ。いくら市町村が把握したいからといって、個人が見られるような情報も上がるのですよね。ランダムに振り分けられた番号、例えばランダムにスマホで入力した時に、誰かのが出てくる可能性があるんじゃないのかな。情報漏えい的なことにつがってくるんじゃないかと、私は思うのですけど。載せないでほしい、そのサーバーに情報を上げないでほしいという、その権利は一体ど

うなってしまうのでしょうかね。

○**下村委員長** 田子委員少しいいですか。部長、今の件は良く説明できるようにやってもらえないですか、後でも。

○**塚本保健福祉部長** 本番のといえますか、事前ではここにさせていただいて、研究させていただいて。個人情報の部分だと思うのですよね。そこら辺の管理について、本番の文教厚生委員会の時には、さらに回答させていただきたいというふうに思います。

○**下村委員長** すみません、田子委員。この辺で申し訳ございません。今の件は、部長からの御説明のとおり次の委員会の時に説明があるということで、よろしく願います。

○**奥谷副委員長** 今の説明の中で、私が聞きもらしていたら申し訳ないのですが、市が実施する検診の情報は、近隣の自治体、全国でそれをつなぐということだと理解したのですけれども、将来的に個人が病院で実施をしている検診の情報というのは、それも将来的にはつながるようになるのでしょうか。その辺はどういうふうに予定が組まれているのか、もし分かれば教えてください。

○**塚本保健福祉部長** 申し訳ございませんが、今の話は保険証がらみでのマイナンバーカードの利用の仕方のような部分もございまして、次の文教厚生委員会の段階までに研究という言葉はあれですけれども、結果はあると思うので、その情報を皆さんの方にお伝えするように、次の委員会の時にお答えしたいと思います。

○**下村委員長** 私からも少しいいですか、1つだけ。田子委員の意見も奥谷副委員長からの件も、そのことについてまとめると今、健康増進課長からの説明はこんなことしますよと言っていますけれども、国がこのシステムを構築して情報共有をなささいという、そういうことをやりなさいと言ってきているわけですね。そうすると、それを使うか使わないかという選択もできるのですか。その辺も含めて次回でも結構ですから、もし土浦市はやりませんという、非常に市民に不便を感じさせる時もあるわけですよね、転出したり、転入したりしてきた時に採用してないと。その辺も含めて、御検討いただいた結果をお知らせいただけるとありがたいなというふうに感じました。よろしく願います。

○**水田健康増進課長** かしこまりました。準備させていただきます。

○**下村委員長** ありがとうございます。それでは、報告関係に移ります。督促手数料の廃止の検討について執行部より説明願います。

○**塚本高齢福祉課長** サイドボックス資料③をお願いします。督促手数料の廃止の検討についてでございます。本市におきましては、御案内のとおり市税を始めとして、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、そして介護保険料は、総務部納税課で本税又は保険料と合わせて督促手数料等の徴収事務を行っているところでございます。この度、納税課において、督促手数料廃止の検討が進められておりますので御報告いたします。なお、この内容につきましては、納税課から今議会における総務市民委員会の事前委員会におきましても、報告がなされているところでございます。1の督促手数料の現状でありませんが、現年度の期限内納付が進み、督促手数料の徴収額が減少してきていることから、

次年度には、督促手数料徴収に係る経費が、徴収額を上回る見込みとなっております。また、全国的にも手数料廃止の流れが進んでおり、近隣市町村でも廃止や、廃止の検討が始まっており、本市においても督促手数料の廃止を検討しているという状況であります。2の督促手数料の納付状況ですが、表の一番右の合計に記載のとおり、令和2年度以降も年々減少傾向が見込まれております。3督促状納付の問題点でございますが、現在、督促状は圧着ハガキで送付しており、市役所及び金融機関の窓口では圧着ハガキで納付が可能であるものの、コンビニエンスストアでは対応が出来ない状況でございます。また、当初の納付書を窓口を持参した際には、督促状の発送がなされているのか、督促手数料を徴収するのか、窓口では分からず、納税課に確認の連絡が必要となってしまっております。4の徴収事務の問題点でございますが、ただ今申し上げましたとおり、コンビニエンスストアでは、督促状のハガキによる納付が出来ないため、納付書を紛失して納付できない場合などは、納付書を再発行し、封書で送付することになります。この場合、再発行や郵送料などの経費が掛かってまいります。また、督促状の発送と納付金の納付時期が近接した場合には、入れ違い納付や督促手数料に関する苦情の増加するなど、その対応に時間を割かれるなどの問題などもあるようです。5の近隣市町村の状況でございますが、県内44市町村のうち既に9市町が廃止してございまして、県南地域ではつくば市、守谷市、つくばみらい市が昨年度廃止とのことでございます。また、石岡市、かすみがうら市におきましても、令和4年度廃止について検討中とのことです。なお、本市の廃止時期につきましては、令和4年度からの督促分について、廃止の検討を進めているとのこととあります。6の効果につきましては、記載のとおり、手数料取扱いに要していた時間を徴収事務に集約し、行政効率を高め、収納率を図りたいとのこととあります。最後になりますが、冒頭申し上げましたとおり、この督促手数料の廃止につきましては、納税課で検討しているところであり、廃止する場合には土浦市税条例を改正する必要がございます。その際、介護保険条例、後期高齢者医療に関する条例の督促手数料の部分について、所要の改正していくこととなります。改正の時期は、3月になろうかと思っております。報告は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**矢口委員** ちょっと良く分からないので、整理しながら質問したいと思うのですが、督促手数料は廃止ということなので、期限に間に合わなかった方に対しての、納付する時の督促手数料が上乗せされる制度だったのだと思うのですがけれども、これを廃止ということは督促をしないということなのか、それとも督促状は送るけれども、遅れたことに対するペナルティーみたいなところが掛からなくなるということなのではないでしょうか。

○**塚本高齢福祉課長** 説明が不足しておりました。申し訳ございません。督促状の発送については、同期限までに納まっていないものについては、従来どおり発送させていただくという内容でございます。督促手数料の部分についてだけ徴収をやめるという状況でございます。

○**下村委員長** ほかにございますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、その他に移ります。土浦市新型コロナワクチン追加3回目接種実施計画案について、執行部より説明願います。

○**水田健康増進課長** 資料④をお開きいただければと思います。新型コロナワクチン追加3回目接種について御説明申し上げます。まず、1番目の接種対象者でございますが、既に2回目の接種が完了している方を全て対象とするところでございますが、始めるにあたっては18歳以上の方をまず接種をしていくというものでございます。3番の実施期間でございます。当初は令和4年の2月28日までと期間が設定されていたところでございますが、今般9月30日まで7か月延長されたものでございます。5番の使用するワクチンでございますが、現在3回目の接種にあたって薬事承認をされているワクチンがファイザー社製のものとなりますので、当面はファイザーのワクチンを使っていくものでございます。6番の接種間隔。2回目の接種完了の日から原則8か月を経過した方を対象として、接種をしてみたいです。接種体制につきましては、これまでと同様に市内の協力医療機関である個別接種とイオンモールで現在も実施しております集団接種施設となります。モデルナ社製のワクチンを使って実施してございました大規模施設の会場につきましては、茨城県の方ではまだ実施の決定がなされていない状況でございます。接種の開始は来月から、12月から接種の方を開始してみたいです。次のページをお願いいたします。10番の接種券。(1)三回目の接種にあたっては、接種券と予診票が1つのまとまったものとして、郵送をさせていただきたいと考えてございます。これは、全国共通の様式となります。(2)として、これまでの1,2回目の接種を市外在住で、市外の施設で接種をされてきた方の情報というのは、土浦市の方で情報を持ち合わせておりませんので、そういう方には市の方に申請をしていただいて、我々の方から接種券をお送りするというかたちとなります。3番の接種券の発送につきましては、2回目接種から8か月以上経過したタイミングで、接種対象者に到達するという流れで進めてみたいと考えてございます。その具体的なスケジュールにつきましては、下の表に記載したとおりでございます。最後に11番その他として、基礎疾患を有する方につきましては、これまでと同様に市外のかかりつけ医療機関の方に、住所地外接種として可能としているところでございます。資料の⑤をお願いいたします。こちらにつきましては、12月上旬号の広報誌にチラシとして入れさせていただくものでございまして、3回目接種について市民の皆様へ、周知をさせていただくものとなります。内容につきましては、先ほど御説明させていただきました内容とほぼ同じとなりますので、説明につきましては省略させていただきますけれども、この資料の真ん中から下を御覧いただければと思います。小さくて申し訳ございませんが、先ほど申し上げました接種券一体型の予診票、以前の予診票と似たような形式のもので、右側に接種券が印字されているものでございます。また、御本人の住所、氏名、それから1回目と2回目の接種した日時と接種されたワクチンについても、事前に印字をさせていただくものでございます。後ほど御覧いただければと思います。説明につきましては、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。ないようですので、次に、新型コロナワクチン接種に関するお知らせ、令和3年12月上旬号らし

について執行部より説明願います。いいのかな、これまでやっちゃったんだね。

○水田健康増進課長 失礼いたしました、委員長。今、合わせて御説明させていただいたものでございます。

○下村委員長 合わせて何かありますか。

○水田健康増進課長 資料の方は用意してございませんが、9月の文教厚生委員会の際に御報告を申し上げた、霞ヶ浦医療センターの一部の敷地を活用して、サービス付き高齢者住宅を建設するにあたっての公募の御報告をさせていただいたところでございます。先週11月19日の金曜日に、その公募に対しての決定がなされまして、医療法人社団桜水会がそちらの方公募していただいて、医療センターの方で決定したというお話が医療センターの方からいただきましたので、口頭で申し訳ございませんが、報告をさせていただきたいと思っております。以上でございます。

○下村委員長 ありがとうございます。大変失礼いたしました。委員の皆さん質問等ありますか。

○目黒委員 聞きそびれてしまったのですけれども、資料④ですね。ワクチン追加接種の3番のところで、実施期間が令和4年9月30日までということは、来年の1月30日が2回目接種終わる最終になるのですか、8か月前。そういうことになるかと思うのですけれども、来年の1月30日以降に1回目接種する方、特に12歳に新しくなる方とかもいらっしゃると思うし、そういった方の3回目の接種だったり、また、県知事も8か月よりも6か月の方が、というような国要望をしたというような報道も見ましたし、また8か月に満たなくても受験生とか、そういう特例的な対応の方は、今の時点でお考えかどうかお聞かせください。

○水田健康増進課長 まず、12歳以上の方の接種については、期限の方が当初2月28日だったのですけれども、それが9月30日に延長されたということをもって、国の方はきちっとした説明をしていただいているのですけれども、その方は継続的に1回目、2回目の接種が受けられると考えているところでございます。2月28日の期限というものについても、その後の延長というのは我々の方でも予想していたところでございまして、この9月30日というのも1つの区切りとして設定されているもので、3回目の接種で考えると、この9月30日というのも延長されることが見込まれるというふうにご覧でございます。それと、まだ準備を整えておいてほしいという要請がきているもので、正式なものでございませぬが、5歳から11歳の接種についても2月を目途に開始できるようにというお話を国の方からいただいておりますので、そういう方の接種をこれから踏まえてまいりますと、9月30日という期限は、合わせて延長されるのかなと考えているところでございます。それと接種の間隔の8か月につきましては、検討されておりました分科会の方では、6か月という期間ももくろんでいたところでございませぬが、厚生労働省の方では原則8か月という間隔で決定がなされたところでございまして、その地域の実情に応じて、例えば感染者が急増するような事態が出てきた場合には、国と各市町村、地方自治体の方で、協議を行ったうえで6か月を認めていくというものとなりますので、基本的には原則8か月で進めていきたいと考えているものでございます。

以上でございます。

○目黒委員 ありがとうございます。9月30日以降も延長するというので、そうだろうなと思ったのですが、一応確認させていただきました。また、最後に先ほど言いましたように、まだ8か月満たなくても受験生だったりとか、そういった特別な理由での対応とかも今後検討されると思いますので、その時は希望者に対してどのように来往するのかをお示しいただけたらと思います。以上です。

○田子委員 集団接種のイオンについて伺いたいのですけど、9月30日まではイオンも続けるということになりますか。

○水田健康増進課長 現在イオンの会場は、1、2回目の接種の数も少なくなっている状況から、1度縮小する方向、中止することはないのですが縮小する方向で現在進めておりますけれども、3回目の接種が、数が増えてきた段階でまた以前どおり土日で実施するというかたちを取っていきたいと思っております。9月30日まで実施するかどうかにつきましては、その対象者の状況、申請の状況、申込みの状況によって判断をしてみたいと考えてございます。以上でございます。

○下村委員長 よろしいですか。なければ保健福祉部は終了します。続けてこども未来部に移ります。資料は、文教厚生委員会、令和3年、11月24日開催、こども未来部をお願いいたします。議案関係から。土浦市こども未来基金の補正予算案について執行部より説明願います。

○菊田こども政策課長 資料1をお願いします。令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案について、土浦市こども未来基金でございます。1の補正の理由ですが、本年11月9日に、本市の子どもたちの健全育成に資する事業に充ててほしいとの理由により、現金の寄付を受けましたので、本年9月に創設した土浦市こども未来基金へ積み立てることとし、増額補正を行うものです。2番の寄付の額ですが、個人の方から、1,000万円をいただいております。3番の補正予算額につきましては、歳入で、第19款寄付金、第1項寄付金、第2目民生費寄付金、第1節民生費寄付金で補正予算額1,000万円。歳出で、第3款民生費、第2項児童福祉費、第1目児童福祉総務費、第24節積立金で同額の1,000万円の計上でございます。以上です。

○下村委員長 ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 ないようですので、次に、要支援児童等見守り強化事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○中川こども包括支援課長 資料2をお願いいたします。令和3年度一般会計補正予算第10回案、要支援児童等見守り強化事業について、御説明いたします。補正の理由につきましては、令和2年度の国の補助金返還に係るもので、家庭での養育に課題がある児童に対し、配食サービスを活用し、子どもの状況の把握を行う要支援児童等見守り強化事業の対象児童数が当初見込みを下回りましたことから、実績額が変更となりましたことから、国の児童虐待・DV対策等総合事業補助金の超過受入分につきまして、当初予算に計上していないことから、増額補正を行うものです。2番の概要ですけれども、

要支援児童等見守り強化事業につきましては、国の児童虐待・DV対策等総合事業補助金で、国の補助の割合が10分の10の事業になります。返還額が17万7,000円になります。補正予算額ですけれども、歳出の3款,2項,2目児童福祉対策費としまして、22節償還金利子及び割引料の17万7,000円の計上となります。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

○**目黒委員** 当初見込みよりも下回ったということなのですが、包括支援課の方で該当するお子さんがこれだけいるという、把握していたものが実際は違ったということなのか、それとも配食サービスを拒否されたりとか、そういったこともあったのか、お聞かせいただける範囲で教えていただけたらと思います。

○**中川こども包括支援課長** 説明不足で申し訳ございません。実際、この事業が昨年度の年度途中から事業が始まったもので、資料の方にもございますとおり令和2年12月から3月までの4か月分のもになります。当初は、もう少し早くから始めるつもりで国の方に申請はさせていただいたのですが、期間も短いこと、それから対象児童数も当初は、事業が元々国の方で検討している、対象とするものが、学校とかそういったものが休業中、コロナの休業中の授業が無い間の見守りというような前提で始まった事業でして、この事業が始まった期間には学校も既に再開しておりましたので、学校に行っていないお子さん、それから保育所とか幼稚園にも行っていないお子さんの家庭を、さらに振り分けたところ、1件のお宅でお子さんが2人なのですが、1件のお宅にしか該当がなかったもので、実績が少なくなっております。以上です。

○**目黒委員** この対象になるお子さんって、国で示されて、こういうお子さんというふうになって、それで該当になるお子さん実際のところ1件で2人だったということでしょうか。

○**中川こども包括支援課長** どういうお子さんというよりは、今言いましたように学校とか、それから保育所、幼稚園とか、どこにも目が通らないというか、学校に来ていないお子さんとか、家庭内でしか把握できないようなお子さんを、家庭事情を把握するようなかたちの対象となっておりますので、そういうような振り分けになっております。

○**下村委員長** よろしいですか。次に、児童手当支給事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**菊田こども政策課長** サイドブックの資料3をお願いします。令和3年度土浦市一般会計補正予算第10回案、児童手当支給事業でございます。1番の補正の理由ですが、児童手当等の支給に関して、児童手当法施行例の一部を改正する政令等が令和3年9月1日公布になりまして、これによって児童手当法の一部改正がございました。令和4年6月1日から施行されることになりました。そのため、児童手当等の受給者に対し、制度改正の周知等を適正かつ円滑に行う必要があります、事務経費について、増額補正を行うものでございます。2の事業の内容ですが、(1)事業内容については、児童手当や特例給付支給者に対し、制度改正内容のお知らせ等を作成して、周知を行います。令和4年6

月からの制度改正についてですけれども、この制度改正の内容を令和4年3月にチラシを配付して周知する予定でございます。(2) 周知対象者につきましては、中学校卒業まで、15歳の誕生日後の最初の3月31日までの児童を養育している方で、約9,100世帯、約1万5,000人分です。(3) 改正内容については、令和4年10月支給分から特例給付、児童1人当たり月額一律5,000円を支給する者の所得上限額を設けること。児童手当につきましては、所得制限額というものがございまして、その所得制限を超えると特例給付の対象者として、5,000円の支給となります。児童手当は基本1万5,000円とか1万円の支給ですけれども、特例給付の場合には5,000円でございます。この特例給付の中にも、もらえる場合の所得の制限を設けるということとなります。所得が高いともらえなくなってしまうということです。児童手当の6月、7月、8月、9月分を10月に支給していますので、6月から制度改正になります。それで10月支給分からということになっております。もう1点ですが、②の令和4年から現況届の提出を原則不要とすると。現況届は毎年6月にいただいております。これにつきましては、公募等によって確認ができる確認をするということを前提にしまして、原則不要として、ただ公募等によって住所等が確認できない場合、例えばDVで住所が異なっているとか、法人が未成年後見になっているとか、あとは施設入所の受給者の場合とか、そういう場合には公募等により住所の確認ができないので、現況届の省略の対象とならず、引き続き現況届の提出が必要となります。この①、②の2点の改正につきまして、令和4年3月にチラシを配布して周知するというところでございます。(4) 補助率については、国10分の10でございます。10分の10とございますけれども、国の予算の範囲での定額の補助となります。3番の補正予算額については、歳入で、第16款国庫支出金、第2項国庫補助金、第2目民生費国庫補助金、第3節児童福祉費補助金(子ども・子育て支援事業費補助金)として補正予算額145万円。歳出で、第3款民生費、第2項児童福祉費、第3目児童手当費の中で11節役務費、通信運搬費で制度案内通知郵送料765,000円、12節委託料で通知作成のための電算委託料68万5,000円、合計145万円です。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、次に、未熟児養育医療給付事業の補正予算案について執行部より説明願います。

○**中川こども包括支援課長** 資料4になります。令和3年度一般会計補正予算第10回案、未熟児養育医療給付事業について、御説明いたします。補正の理由につきましては、令和2年度の国の負担金返還に係るものです。未熟児で出生し入院が必要な乳児に対し、治療に必要な医療費を公費で負担する、未熟児養育医療給付事業の申請件数が当初の見込みより下回り実績額が変更となりまして、国の未熟児養育医療給付費負担金の超過受入分につきまして、当初予算に計上していないことから、増額補正を行うものです。事業概要の黒ポチなんですけれども、誤りがありまして、要支援児童等見守り事業となっております。未熟児養育医療給付事業に訂正になります。申し訳ございません。未熟児

養育医療給付事業につきましては、国の負担金が2分の1、県が4分の1のとなりまして、返還額が36万3,218円になります。補正予算額につきましては、歳出の4款、1項、6目母子保健事業費としまして、22節償還金利息及び割引料の36万4,000円を計上いたします。説明は以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。

(「なし」の声あり)

○**下村委員長** ないようですので、それでは、その他に移ります。児童館について執行部より説明願います。

○**野中保育課長** それでは、サイドブックス こども未来部の資料5-1をお願いいたします。児童館について、御説明させていただきます。まず、1の目的ですが、児童館は、児童福祉法第40条に定められている児童厚生施設で、18歳未満のすべての子供を対象とし、遊び又は生活の援助と地域における子育て支援を行い、子供を心身ともに健やかに育成することを目的としています。次に、2の機能・役割ですが、子供の発達の増進等がありますが、特に(2)の日常の生活の支援として、子供の遊びの拠点と居場所となり、子供の活動の様子から必要に応じて家庭や地域の子育て環境の調整を図ることにより、子供の安定した日常の生活を支援することを行っております。3の設置・運営主体は、土浦市でございます。4の施設概要として、本市では、北部に都和児童館と新治児童館、南部にポプラ児童館の計3館を設置しています。5の活動内容ですが、遊びによる子供の育成、子供の居場所の提供や保護者への子育ての支援等になります。各児童館の事業内容については、別添資料になります。参考に資料5-2の都和児童館だよりを御覧いただければと思います。11月の児童館だよりになります。例えば4日と10日の親子リズム体操は、事前申込制で乳幼児親子各6組ずつで実施しております。15日の体で遊ぼう、チャレンジでは、小学生を対象として紙飛行機飛ばしの方を5名で実施しております。また、都和児童館で特徴がある事業として、土曜日に実施している書道クラブと絵画工作クラブがあります。これら事業は、市内に居住する小学生を対象に、定員約10名を募集し実施しております。申し訳ありませんが、資料5-1に戻っていただき、2ページをお願いいたします。6の延べ利用人数ですが、令和元年度と令和2年度の方を標記させていただきました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の影響で、休館やイベント等で人数制限を行ったことから、利用人数が約半数になっています。また、公民館ごとの特徴として、都和児童館では、小中学校が近くにあるため、児童生徒の利用が多く、ポプラ児童館は、乳幼児及びその保護者の利用が多くなっています。また、新治児童館は、隣接していた山ノ荘小学校が平成30年に廃校になったことで、児童生徒の利用が少なくなっています。次に、7の予算額ですが、今年度はどの児童館も前年度と比較し、増額になっております。こちらは人件費が主なものです。最後になりますが、8の課題としまして、令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止による緊急事態宣言等が発令され、休館や利用制限を行ったため全ての児童館で、利用人数が令和元年度と比較すると半減してございます。また、全体の利用人数についても、年々減少してございます。その理由として、少子化に加え、共働き世帯の増加によ

り、低年齢からの保育所等への入所や児童クラブへの入所者数が増えたことなどが考えられます。新治児童館で実施していたすくすく教室については、旧新治村時代からの継続事業として新治幼稚園就園前の3歳児の集団保育を実施し、新治幼稚園とともに新治地区の3歳児から5歳児の受け入れを行っておりましたが、令和元年度の土浦市立幼稚園の再編計画の変更に伴う新治幼稚園の廃止により、すくすく教室についても、令和2年度末で事業を廃止したため、新治児童館の利用人数が減少してございます。説明は、以上でございます。

○**下村委員長** ありがとうございます。委員の皆さん質問等ありますか。この件に関しては、御説明いただきたいということで、前回の時にお話をしていたと思います。委員の皆さんも一度説明を受けて、視察をするかどうかについては、また委員だけで相談したいと思います。

○**矢口委員** 今、御説明いただいた内容で1つ質問させていただきたいのですが、延べ利用人数を見ると、ポプラ児童館と新治児童館で、幼児だけではこちらに来ないと思うので、保護者の方が一緒にいらっしゃるという数字が幼児と大人の数字がほぼ一緒になっている、令和元年で見ると。それに対して、都和児童館は大人の方が明らかに多いというのは、これはどういうふうな使われ方をされているのでしょうか。

○**野中保育課長** ポプラ児童館につきましては、やはり大人の方が付き添いで来ているということでございます。都和児童館につきましては、大人の方の人数が多いというのはボランティアの方を含めて算出していますので、その人数の方が多くなってございます。

○**矢口委員** 分かりました、ありがとうございました。それと、この施設の配置についてお伺いしたいのです。ここが1番大事なところなんです、この施設の特性上、お子さんだけで行かれることが多いと思うんですね、小学生、中高生。一方で市内に3か所しかないということは、地域によっては児童館が使える、地域によっては使えないという地域差というか、あまり使いたくない言葉ですけど不公平感があるのかなという気がするのですが、そこについての考え方はどのようにお持ちでしょうか。

○**野中保育課長** 実は今、総合計画、9次総の方を作成中なんです、前に7次の時なんです、7次の時は今3館ある児童館のほかに、もう1館児童館の方を増設するというお話はございました。それが実際8次総になりまして、市の財政状況とかなんかも厳しくなったと思いますので、その計画と申しますか、そちらの方の増設の計画は無くなってしまいましたので、今後は総合計画も策定中ですが、各個別の計画の中で検討してまいりたいと考えております。

○**矢口委員** コロナで利用者の人数が減ってしまったという短期的な傾向がありますけれども、本当に児童館が市民の皆様が必要とされているのかどうかも含めて、是非御検討いただければと思います。よろしく願いいたします。

○**鈴木委員** 新治児童館に関しては、1日当たり12人の利用者に対して、職員の数が9名ですか。これは、完全に効率が悪くなっているし、立地的にも山ノ荘小学校が無くなっちゃって、児童館だけあの場所にぽつんとある状態なんですよ。あれをそのまま

存続するかどうかというのは、非常に新治の地域でも課題になっているので、あの場所に残してくれという考えは少ないと思う。新治幼稚園が空いているからそっちにとかね、そういう考えもあるのかもしれないけれども、結局義務教育学校ができて、さほどの需要は新治ではなくなってきたように感じています。だから、良く利用者の皆さんからそういった聞き取り、何人でもない人数なんでね聞き取りができると思います。結構、1日当たり12人って同じ人なんですよね。新しい人が来ているわけではない。そういうところも良く分析されていったほうが良いと思います。費用対効果では、もの凄く良くないし、今の場所ということ自体が安全な場所とは言いづらい場所だと思います。小学校があれば多少良かったのだけど、本当に草木が生い茂っている中にぽつんとある状態なので、あれは早急に検討して、移転するのか存続するのか結論を出してほしいと思います。あとは、都和とポプラについては、そこそこの利用はあると思うのだけれども、土浦市全体としてバランスを取って児童館を配置していくべきかどうかというのは慎重に検討されていかないと、こども園とかそういった所もあるし、公立保育所、私立の保育所とか、そういったところを含めて総合的に判断されて、今後計画を策定して行ってほしいと思います。以上です。

○野中保育課長 今、鈴木委員からありましたとおり、新治児童館の方は確かに費用対効果の方では問題があると思います。こちらなんですけど、今後利用者の方のアンケート、あと各児童館ごとに運営委員会等もありますので、そちらの方に諮って移転、それか廃館等についても検討してまいりたいと考えております。

○矢口委員 もう1つ質問させてください。資料の8の課題のところ、児童クラブ絡みのところがありますね。児童クラブを利用される小学生とこの児童館を利用されている小学生、どういった利用形態が違ってきているのかなというのを御説明いただけますか。もう1度言うと、どういう小学生が児童クラブに行く、こういう小学生は児童クラブを利用している。なにか両方あって、どういう意味があるのかなと知りたいのですが。

○野中保育課長 児童クラブについては、主に共働きの方で、どうしても子供たちを見ることができない子に対して、児童クラブで預かることにしております。児童館の方は、地域の子供たちで、共働きとかは関係ないのですが、なんて言ったらいいですかね。すみません。

○加藤こども未来部長 御説明します。児童館は、児童クラブを併設して運営できるようになっていまして、例えばお隣のつくば市さんは小学校の隣に児童館があって、そこで児童館の中で児童クラブをやって、お子さんを預かるということもされている状況もあります。ただ、土浦の場合には、児童クラブの方は学校の敷地内に併設して児童クラブを作っていた経過があるので、御利用者さんが児童クラブで使っている人と児童館にいる人というのが2種類になっているような状態です。あくまでも児童館は、遊びの場の提供なので、1回自宅に帰ったお子さんが児童館に遊びに来るというかたちで、その場合親御さんは、児童館を利用するということを了解しているということです。児童クラブの方は、親御さんが学校後にすぐ自宅に戻れないお子さんが、放課後預かってもらうというような、親御さんの意思に基づいて預かっているという施設の機能になります。

そういう違いがあるというのを御理解いただければと思います。大丈夫でしょうか。

○矢口委員 ありがとうございます。良く分かりました。

○下村委員長 ありがとうございます。以上で提出された資料の説明は終了しました。その他何か執行部からありますか。

(「ございません」の声あり)

○下村委員長 委員の皆さんから執行部に、何かありますか。

(「なし」の声あり)

○下村委員長 なければ、以上で文教厚生委員会を閉会します。お疲れ様でした。